

厚生年金の保険料率が9月から 18.3% (本人負担分 9.15%) に! お間違いのないように!
 毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。



「7年ぶりに中
 建審 (国交相の
 諮問機関) は建
 設工事標準請負契約約款を改正し、公
 共工事では社保加入を下請のどの段
 階 (1次のみ or 2次以下も) まで元請

が求め違約罰で厳格
 にするかで5パター
 ンの選択を可能にし

公共工事の5パターン!? 技術者
 契約約款で 専任

た…」 「国交省は現場への専任配置が
 必要な監理技術者や主任技術者であ
 っても代理の技術者を配置し出先でも
 発注者と連絡がとれ、現場復帰できれ
 ば常駐は不要との通知を出し
 た…」との記事が専門紙で

報じられています。請負金額が350
 0万円 (建築一式は7000万円) 以
 上の公共性のある工事には技術者の専
 任配置が必要…が従来の常識でした
 が、この通知で大きく変わります。研
 修等で一時的に現場を離れる等の条
 件がありますが、経
 審時の確認作業で建
 設業者も行政もまた

頭を痛める事に…。他に約款につい
 ては①公共工事の他、②民間大工事
 ③民間小工事④下請工事の4約款す
 べてで請負代金内訳書に社保等の法
 定福利費の明記を標準化…。

益々厳しくなりそうです。



「資金繰りが上手くい
 かず会社を閉じて個人で
 事業を…と考えている。どうした
 ものか…」との相談がありました。
 会社を法律的に無くすには2つのス
 テップを踏みます。まず①事業を止

め債権を回収し債務
 を弁済、残余財産は
 株主に分配。これを

会社解散時の注意点は 債務超過! 早めに相談を

「解散・清算」といい業務を行う「清
 算人」を選任し法務局への届出や
 「官報」への公告が求められます。
 そして②取引先や銀行等に理解を
 求め、2か月以上経ってから決算
 (清算) 報告書を作成し「清算終了」

の登記をして会社は消滅
 します。ところがこの決
 算書で資産より負債が多いと…③
 「破産」の手続きに入るか、④関係
 会社や役員・株主から借入金等の債
 権放棄 = 「債務免除」を受けて決算
 書上「債務0」にす
 るか…という問題に
 発展します。④では

「債務免除益」という課税の心配も発
 生。解散手続きにも費用が掛かりま
 す。事業が完全に行き詰まってしま
 う前に、法律の専
 門家に相談する
 事をお勧めします。



※当事務所からお掛けする①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-
 5080-7611 ④070-6597-6379 の4つの番号は発信専用の電話番号です。
 当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。